

名護市公式 SNS 運用方針

第1 目的

名護市では、市民生活に係る市政情報やイベント情報、災害時情報等を積極的に発信することにより広報活動の充実を図ることを目的とし、市公式 SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を開設します。本方針は市の SNS（以下「名護市公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定めます。

第2 運用管理

名護市公式 SNS は、名護市企画部企画政策課（以下「当課」という。）が次のとおり管理運用します。

1 名護市公式 SNS の種類

名護市公式 SNS の種類は、次のとおりとします。

- (1) Facebook
- (2) Instagram
- (3) YouTube
- (4) LINE

2 掲載する情報

名護市公式 SNS では、次の情報を発信することとします。

- (1) 名護市の市政に関することやイベント情報
- (2) 災害、防犯等に関する情報
- (3) 名護市の観光 PR につながる情報
- (4) その他市が掲載を必要と認める情報

3 コメント、メッセージ等の対応

名護市公式 SNS は、専ら情報発信の手段として使用します。ボット (bot) などによる自動応答を行う場合を除き、利用者からのコメント、メッセージへの対応はいたしません。市政等に関するご意見・ご要望は、本市のHPの「ご意見・ご感想」へお寄せください。

4 緊急時における対応

大災害時など、平時と異なる対応が必要とされる場合は、市民ニーズに合わせ、他機関が発する関連情報についても発信します。

第3 禁止事項

1 投稿者は、次に掲げる情報を投稿し、コメントすることはできません。

- (1) 法律、法令等に違反しているもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (4) 利用者に被害が生じる疑いがあるもの
- (5) 特定の個人、団体、企業、国、地域等を誹謗中傷するもの
- (6) 本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの

- (7) 宣伝、広告、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (8) 本市又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わるもの
- (10) 名護市公式 SNS の掲載内容に関係のないもの
- (11) 宗教活動、政治活動に類するもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 国籍、人種、思想、信条、性別等の差別又は差別を助長させるもの
- (14) SNS 運営会社の定める利用規約に反するもの
- (15) その他本市が不適切と判断したもの

2 投稿及びコメントの削除等

上記 1 に掲げる事項に該当し、又は該当するおそれがあると当課が判断する場合は、投稿者に断りなく、投稿及びコメントの全部又は一部を削除し、若しくはアカウントのブロック等を行うことがあります。

第 4 知的財産権

1 著作権等の帰属

名護市公式 SNS に掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、本市又は本市以外の原作者等に帰属します。

2 無断での複製・転用の禁止

名護市公式 SNS の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。ただし、「シェア」機能を使用する場合は除きます。

第 5 免責事項等

- 1 名護市公式 SNS に掲載する情報については、その内容及び利用結果を保証するものではありません。ご利用は自己責任でお願いします。

なお、情報をより正確かつ適切にご利用いただくために、予告なく内容の変更を行う場合があります。

- 2 利用者が名護市公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、本市及び当課はいかなる責任も負いません。
- 3 名護市公式 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合、本市及び当課はいかなる責任も負いません。
- 4 コメント等の著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は当課に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ当課に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- 5 名護市公式 SNS は、予告なしに運用方針を変更し、又は中止する場合があります。

第6 個人情報の取り扱いについて

本市が掲載する情報については、個人情報保護に関する法律、名護市情報公開条例及び名護市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい等がないよう適切に対応します。

附 則

平成31年3月13日 策定

附 則

令和5年1月20日 改訂